

改 正 案	現 行																
<p>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第十九号）、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第二十号）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第二十一号）の規定に基づき、厚生大臣が定める一単位の単価を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。</p> <p>一 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）第二号、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）第二号、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十号）第二号、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）第二号、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）第二号、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十八号）第二号及び指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十九号）第二号の厚生労働大臣が定める一単位の単価（以下「一単位の単価」という。）は、十円に次の表の上欄に掲げる介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス、同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス、同法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援の事業、同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス、同法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス、同法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援の事業所又は同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等を行う事業所に於いて同表の下欄に掲げるサービス種類に応じて同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第十九号）、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第二十号）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第二十一号）の規定に基づき、厚生大臣が定める一単位の単価を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。</p> <p>一 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）第二号、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）第二号、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十号）第二号、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第百二十一号）第二号、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）第二号、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十八号）第二号及び指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十九号）第二号の厚生労働大臣が定める一単位の単価は、十円に次の表の上欄に掲げる介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス、同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス、同法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援の事業、同法第五十三条第一項に規定する指定介</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域区分</th> <th>サービス種類</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一級地</td> <td>居宅养老服务管理指導 福祉用具貸与 介護予防居宅养老服务管理指導 介護予防福祉用具貸与</td> <td>千分の千</td> </tr> <tr> <td>通所介護 短期入所生活介護 特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護福祉施設サービス 介護療養施設サービス 介護予防通所介護 介護予防短期入所生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護</td> <td>千分の千八 十一</td> </tr> </tbody> </table>	地域区分	サービス種類	割合	一級地	居宅养老服务管理指導 福祉用具貸与 介護予防居宅养老服务管理指導 介護予防福祉用具貸与	千分の千	通所介護 短期入所生活介護 特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護福祉施設サービス 介護療養施設サービス 介護予防通所介護 介護予防短期入所生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	千分の千八 十一	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域区分</th> <th>サービス種類</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別区</td> <td>居宅养老服务管理指導 介護予防居宅养老服务管理指導 介護予防福祉用具貸与</td> <td>千分の千</td> </tr> <tr> <td>通所介護 短期入所生活介護 特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護福祉施設サービス 介護療養施設サービス 介護予防通所介護 介護予防短期入所生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護</td> <td>千分の千六 十八</td> </tr> </tbody> </table>	地域区分	サービス種類	割合	特別区	居宅养老服务管理指導 介護予防居宅养老服务管理指導 介護予防福祉用具貸与	千分の千	通所介護 短期入所生活介護 特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護福祉施設サービス 介護療養施設サービス 介護予防通所介護 介護予防短期入所生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	千分の千六 十八
地域区分	サービス種類	割合															
一級地	居宅养老服务管理指導 福祉用具貸与 介護予防居宅养老服务管理指導 介護予防福祉用具貸与	千分の千															
通所介護 短期入所生活介護 特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護福祉施設サービス 介護療養施設サービス 介護予防通所介護 介護予防短期入所生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	千分の千八 十一																
地域区分	サービス種類	割合															
特別区	居宅养老服务管理指導 介護予防居宅养老服务管理指導 介護予防福祉用具貸与	千分の千															
通所介護 短期入所生活介護 特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護福祉施設サービス 介護療養施設サービス 介護予防通所介護 介護予防短期入所生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	千分の千六 十八																

第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス、同法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス、同法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援の事業を行なう事業所又は同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等を行なう介護保険施設が所在する地域区分及び同表の中欄に掲げるサービス種類に応じて同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

介護予防サービス、同法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス、同法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援の事業を行なう事業所又は同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等を行なう介護保険施設が所在する地域区分及び同表の中欄に掲げるサービス種類に応じて同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

地域区分	サービス種類	割合
一級地	居宅养老服务管理指導 福祉用具貸与 介護予防居宅养老服务管理指導 介護予防福祉用具貸与	千分の千
通所介護 短期入所生活介護 特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護福祉施設サービス 介護療養施設サービス 介護予防通所介護 介護予防短期入所生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	千分の千八 十一	
特別区	居宅养老服务管理指導 介護予防居宅养老服务管理指導 介護予防福祉用具貸与	千分の千
通所介護 短期入所生活介護 特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護福祉施設サービス 介護療養施設サービス 介護予防通所介護 介護予防短期入所生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	千分の千六 十八	



三級地	介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防支援		
	居宅介護管理指導 福祉用具貸与 介護予防居宅介護管理指導 介護予防福祉用具貸与	千分の千	
通所介護	短期入所生活介護 特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護保健施設サービス 介護養護施設サービス	千分の十五	
	介護予防通所介護 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所寮介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	千分の十六	
四級地	訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 認知症対応型通所介護 複合型サービス	千分の千六	
	介護予防訪問リハビリテーション 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	千分の千八	
五級地	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 居宅介護支援	千分の十四	
	介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防支援	千分の千四	

介護予防居宅療養管理指導 介護予防福祉用具貸与	通所介護 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護福祉社施設サービス 介護保険施設サービス 介護予防通所介護 介護予防短期入所生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	千分の千四
訪問介護 訪問リハビリテーション	訪問リハビリテーション 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 複合型サービス 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	千分の千三
介護予防居宅療養管理指導 介護予防福祉用具貸与	通所介護 短期入所生活介護 特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 介護福祉社施設サービス 介護保険施設サービス 介護予防通所介護 介護予防短期入所生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	千分の千二

その他	すべてのサービス	千分の千	千分の千	千分の千
二	前号の地域区分に属する地域は、次の表の上欄に掲げる地域区分について、それぞれ同表の中欄に掲げる都道府県の区域内の同様の下欄に属する地域とする。	二	前号の地域区分に属する地域は、次の表の上欄に掲げる地域区分について、それぞれ同表の中欄に掲げる都道府県の区域内の同様の下欄に属する地域とする。	二
六 級 地	居宅介護支援 介護予防訪問介護 介護予防支援 居宅介護支援 介護予防訪問介護 定期巡回・臨時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 介護予防訪問介護 介護予防支援 居宅介護支援 介護予防訪問介護 介護予防支援 居宅介護管理指導 福祉用具貸与 介護予防居宅介護看護 介護予防福祉用具貸与 通所介護 短期入所生活介護 特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保険施設サービス 介護療養施設サービス 介護予防通所介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	千分の千	千分の千	千分の千
乙 地	居宅介護管理指導 福祉用具貸与 介護予防居宅介護看護 介護予防福祉用具貸与 通所介護 短期入所生活介護 特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保険施設サービス 介護療養施設サービス 介護予防通所介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	千分の千	千分の千	千分の千
二	訪問介護 訪問入浴介護 定期巡回・臨時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 居宅介護支援 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問新規 介護予防支援	千分の千	千分の千	千分の千

二 前号の地域区分に属する地域は、次の表の上  
部について、それぞれ両葉の中間に掲げる都道  
府県の下脚に掲げる地域とする。

二 前号の地域区分に属する地域は、次の表の上欄に掲げる地域区分について、それぞれ同表の中欄に掲げる都道府県の区域内の同表の下欄に属する地域とする。

地域区分	都道府県	地域
------	------	----

五級地		四級地		三級地		二級地		一般地	
京都府	滋賀県	神奈川県	千葉県	埼玉県	福岡県	兵庫県	大阪府	東京都	東京都
宇治市	大津市	横浜市	東京都	千葉市	福岡市	兵庫県	大阪府	多摩市、稻城市、西东京市	特別区

甲地		乙地		丙地		丁地		戊地	

五級地		四級地		三級地		二級地		一般地	
京都府	滋賀県	神奈川県	千葉県	埼玉県	福岡県	兵庫県	大阪府	東京都	東京都
宇治市	大津市	横浜市	東京都	千葉市	福岡市	兵庫県	大阪府	多摩市、稻城市、西东京市	特別区

甲地		乙地		丙地		丁地		戊地	

北海道	札幌市
富士県	仙台市
埼玉県	川越市、川口市、所沢市、狭山市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市、鶴ヶ島市、志水市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、入間郡三芳町
千葉県	市川市、船橋市、松戸市、習志野市、柏市、浦安市、四街道市
東京都	青梅市、福生市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武藏村山市、羽村市、あきる野市
神奈川県	平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、相模原市、三浦市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、高座郡寒川町

静岡県	浜松市、沼津市、三島市、富士宮市、島田市、磐田市、袋井市、裾野市、掛川市、藤枝市、御殿場市、駿東郡清水町、駿東郡長泉町、駿東郡小山町、駿東郡川根本町、周智郡森町
愛知県	豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊明市、日進市、愛西市、海部郡、北名古屋市、豊橋市、安城市、西尾市、蒲郡市、大治市、江南市、豊川市、津島市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、みよし市、あま市、長久手市、愛西市、豊川市、豊橋市、西春日井郡豊山町、丹羽郡大口町、丹羽郡扶桑町、海部郡蟹江町、海部郡飛島村、知多郡阿久比町、知多郡東浦町、額田郡幸田町
三重県	津市、四日市市、桑名市、鈴鹿市、名張市、龟山市、いなべ市、伊賀市、桑名郡木曽岬町、員弁郡東員町、三重郡朝日町、三重郡川越町
滋賀県	彦根市、長浜市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、守山市、米原市、犬上郡多賀町、守山町、相模郡精華町、相模郡南山城村
京都府	京田辺市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、綾部市、木津川市、久世郡久御山町、綾部郡井手町、綾部郡宇治田原町、相模郡笠置町、相模郡精華町、相模郡南山城村

大阪府	柏原市、泉南市、阪南市、豊能郡豊能町、泉南郡熊取町、泉南郡田尻町、泉南郡岬町、南河内郡千早赤阪村
兵庫県	姫路市、明石市、加古川市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加东市、川辺郡猪名川町、加古郡播磨町、加古郡稲美町、加古郡播磨町
奈良県	天理市、橿原市、橿井市、五條市、生駒市、香芝市、葛城市、宇治市、山辺郡山添村、生駒郡平群町、生駒郡三郷町、生駒郡延喜町、生駒郡香芝町、橿原郡川西町、橿原郡田原本町、宇陀郡曾爾村、高市郡明日香村、北葛城郡上洛町、北葛城郡吉野町、合町、吉野郡吉野町
和歌山县	和歌山市、橋本市、紀の川市、岩出市、伊都郡かつらぎ町
岡山县	岡山市
広島県	廿日市市、安芸郡海田町、安芸郡坂町
山口県	周南市
福岡県	北九州市、飯塚市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、福津市、糸島市、筑紫郡那珂川町、糟屋郡宇美町、糟屋郡志免町、糟屋郡須恵町、糟屋郡久山町、糟屋郡柏原町

改 正 索	現 行
目 次	目 次
<p>第一章 第二章 (略)</p> <p>第四章 介護支援専門員並びに事業者及び施設</p> <p>第一節・第二節 (略)</p> <p>第三節 指定地域密着型サービス事業者 (第百三十一条の二) 〔一〕〔二〕〔三〕〔四〕〔五〕</p> <p>第四節 第十節 (略)</p> <p>第五章 第十章 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>(注第八条第一項の厚生労働省令で定めるサービス)</p> <p>第十七条の十 法第八条第二項の厚生労働省令で定めるサービスは、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービスとする。</p> <p>(居宅介護サービス費の代理受領の要件)</p> <p>第六十四条 法第四十二条第六項の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一 居宅要介護被保険者が指定居宅サービス(居宅医療管理指導及び特定施設入居者生活介護(利用期間を定めて行うもの)を除く。以下この条において同じ。)を除く。)を受ける場合であつて、次のいずれかに該当するとき。</p> <p>イ・ロ (略)</p>	<p>第一章 第二章 (略)</p> <p>第四章 介護支援専門員並びに事業者及び施設</p> <p>第一節・第二節 (略)</p> <p>第三節 指定地域密着型サービス事業者 (第百三十一条の二) 〔一〕〔二〕〔三〕〔四〕</p> <p>第四節 第十節 (略)</p> <p>第五章 第十章 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(居宅介護サービス費の代理受領の要件)</p> <p>第六十四条 法第四十二条第六項の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一 居宅要介護被保険者が指定居宅サービス(居宅医療管理指導及び特定施設入居者生活介護を除く。)を受ける場合であつて、次のいずれかに該当するとき。</p> <p>イ・ロ (略)</p>
<p>ハ 当該居宅要介護被保険者が小規模多機能型居宅介護又は複合型サービスを受けたことにつきあらかじめ市町村に届け出している場合であつて、当該指定居宅サービスが指定地域密着型サービス基準第七十四条第一項(「指定地域密着型サービス基準第百八十二条において適用する場合を含む。」)の規定により作成された居宅サービス計画の対象となつているとき。</p> <p>ニ (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(日常生活に要する費用)</p> <p>第六十五条の三 法第四十二条の二第一項及び第二項各号並びに第四十二条の三第二項の厚生労働省令で定める費用は、次の各号に掲げる地域密着型サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。</p> <p>一 認知症対応型通所介護 次に掲げる費用</p> <p>イ 食事の提供に要する費用</p> <p>ロ おむつ代</p> <p>ハ その他認知症対応型通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担せざることが適当と認められるもの</p> <p>ニ 小規模多機能型居宅介護及び複合型サービス 次に掲げる費用</p> <p>イ 食事の提供に要する費用</p> <p>ロ おむつ代</p> <p>ハ その他小規模多機能型居宅介護又は複合型サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担せざることが適当と認められるもの</p> <p>三 (略)</p>	<p>ハ 当該居宅要介護被保険者が小規模多機能型居宅介護を受けたことにつきあらかじめ市町村に届け出している場合であつて、当該指定居宅サービスが指定地域密着型サービス基準第七十四条第一項の規定により作成された居宅サービス計画の対象となつているとき。</p> <p>ニ (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(日常生活に要する費用)</p> <p>第六十五条の三 法第四十二条の二第一項及び第二項各号並びに第四十二条の三第二項の厚生労働省令で定める費用は、次の各号に掲げる地域密着型サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。</p> <p>一 路線痴対応型通所介護 次に掲げる費用</p> <p>イ 食事の提供に要する費用</p> <p>ロ おむつ代</p> <p>ハ その他認知症対応型通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担せざることが適当と認められるもの</p> <p>ニ 小規模多機能型居宅介護 次に掲げる費用</p> <p>イ 食事の提供に要する費用</p> <p>ロ おむつ代</p> <p>ハ その他小規模多機能型居宅介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担せざることが適当と認められるもの</p> <p>三 (略)</p>



第九十条 (略)  
3 2 (略)

第一項の申請書には、当該申請書に介護予防サービス計画又は特定介護予防福祉用具販売計画(指定介護予防サービス等基準第百九十二条第一項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画)を添付した場合であつて、当該介護予防サービス計画により当該申請に係る特定介護予防福祉用具が必要であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、同項第三号に掲げる事項の記載を要しない。

(法第六十九条の三)の厚生労働省令で定める事業者若しくは施設)第百十三条の九 法第六十九条の三の厚生労働省令で定める事業者又は施設は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び複合型サービスに係る指定地域密着型サービス事業者

三一八 (略)

(指定訪問介護事業者に係る指定の申請等)

第四百四十四条 (略)

五の二 利用者の推定数

(指定訪問リハビリテーション事業者に係る指定の申請等)

第四百七十七条 法第七十条第一項の規定に基づき訪問リハビリテーションに係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならぬ。

- 一 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。)の名称及び所在地

二一十三 (略)

(法第七十条第七項の厚生労働省令で定める地域密着型サービス)

第四百二十六条の八 法第七十条第七項の厚生労働省令で定める地域密着型サービスは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等事業所多機能型居宅介護及び複合型サービスとする。

(法第七十条第七項の厚生労働省令で定める場合)

第四百二十六条の九 法第七十条第七項の厚生労働省令で定める場合は、同項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護等事業所が当該市町村の区域にある場合及び当該市町村長が同項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護等について公募指定期(法第七十八条の十四第一項に規定する公募指定期ないし)に係る公募を行っている場合とする。

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者に係る指定の申請等)

第四百三十二条の二の二 法第七十八条の二第一項の規定に基づき定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長(当該事業所の所在地の市町村以外の市町村(以下この節において「他の市町村」という。)の長から指定を受けようとする場合には、当該他の市町村の長。以下この節、第七節及び第八

第九十条 (略)  
3 2 (略)

第一項の申請書には、当該申請書に介護予防サービス計画を添付した場合であつて、当該介護予防サービス計画の記載により当該申請に係る特定介護予防福祉用具が必要であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、同項第三号に掲げる事項の記載を要しない。

(法第六十九条の三)の厚生労働省令で定める事業者若しくは施設)

第四百二十三条の九 法第六十九条の三の厚生労働省令で定める事業者又は施設は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定地域密着型サービス事業者

三一八 (略)

(指定訪問介護事業者に係る指定の申請等)

第四百四十四条 (略)

(新規)

(指定訪問リハビリテーション事業者に係る指定の申請等)

第四百七十七条 法第七十条第一項の規定に基づき訪問リハビリテーションに係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならぬ。

- 一 事業所の名称及び所在地

二一十三 (略)

(新規)

(新規)

九	節において同じ。)に提出しなければならない。ただし、同条第九項の規定により同条第四項第五号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者について、第四号から第十号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。
一	事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。)
二	申請者の名前及び所在地
三	申請者の名前及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
四	当該申請に係る事業の開始の予定年月日
五	申請者の定款、会附規程及びその登記事項証明書又は条例等
六	事業所の平面図及び設備の概要
七	事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
八	運営規程
九	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
十	当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
十一	当該申請に係る事業に係る資産の状況
十二	当該申請に係る事業に係る地域密着型介護サービス費の請求に関する事項
十三	法第七十八条の二第一項各号(令第三十五条の六において読み替えられた法第七十条の二第一項において準用する場合を含む。)に該当しないことを誓約する書面(以下この節において「誓約書」という。)
十四	当該申請に係る事業が法第八条第十五項第二号に該当するときは、連携する訪問看護を行なう事業所の名称及び所在地
十五	その他規定に關し必要と認める事項

2 法第七十八条の十一において準用する法第七十条の二第一項の

規定に基づき定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号(第三号及び第十一号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

一 場に受けている指定の有效期間満了日

二 誓約書

3 前項の規定にかかるわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請者の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(指定夜間対応型訪問介護事業者に係る指定の申請等)

第一百三十一条の三 法第七十八条の二第一項の規定に基づき夜間対応型訪問介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者について、当該他の市町村の長が認めるときは、第四号から第十号までに掲げる事項の記載を要しない。

一 十一 (路)  
十一 誓約書

(指定夜間対応型訪問介護事業者に係る指定の申請等)

第一百三十一条の三 法第七十八条の二第一項の規定に基づき夜間対応型訪問介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長(当該事業所の所在地の市町村以外の市町村)以下この条において「他の市町村」という。)の長から指定を受けようとする場合には、当該他の市町村の長。以下この節、第七節及び第八節において同じ。)に提出しなければならない。ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者について、当該他の市町村の長が認めるときは、第四号から第十号までに掲げる事項の記載を要しない。

一一 (路)  
十二 法第七十八条の二第一項各号(令第三十五条の五において読み替えられた法第七十条の二第一項において準用する場合を含む。)に該当しないことを誓約する書面(以下この節において「誓約書」という。)

(指定複合型サービス事業者に係る指定の申請等)	
第一百三十一條の八の二 法第78条の二第一項の規定に基づき複合型サービスに係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は添付文書を提出しなければならない。ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者について、当該他の市町村の長が認めるときは、は、第四号から第十四号までに掲げる事項の記載を要しない。	
一 事業所の一部を行なう拠点を有するときは、当該拠点を含む。の名前及び所在地	
二 申請者の名前及び主たる事業所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	
三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日	
四 申請者の定款、登記行為等及びその登記事項証明書又は条例等	
五 事業所が病院若しくは診療所又はその他の事業所のいずれかの別	
六 貨物の搬送概要及び平面図(各室の用途を明示するものとする。)並びに設備の概要	
七 利用者の推定数	
八 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	
九 運営規程	
十 利用者からの苦情を処理するために置く措置の概要	
十一 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	
十二 当該申請に係る事業に係る資本の状況	

(新設)

十三 指定地域密着型サービス基準第百八十二条において準用する第八十三条第一項に規定する労働医療機関の名称及び診察科名並びに当該労働医療機関との契約の内容(同条第二項に規定する協力専門医療機関があるときは、その名称及び当該協力専門医療機関との契約の内容を含む。)	
十四 指定地域密着型サービス基準第百八十二条において準用する第八十三条第三項に規定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携体制及び支援の体制の概要	
十五 当該申請に係る事業に係る地域密着型介護サービス費の請求に関する事項	
十六 賃料額	
十七 役員の氏名、生年月日及び住所	
十八 介護支援専門員の氏名及びその登録番号	
十九 その他指定に關し必要と認められる事項	
二十 法第七十八条の十一において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき複合型サービスに係る指定地域密着型サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号に規定する事項(第三号及び第十六号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は登録を、当該指定に係る事業所の所在地位を管轄する市町村長に提出しなければならない。	
二十一 現に受けている指定の有效期間満了日	
三十二 登録書	
前項の規定にかかるらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は登録の提出を省略させることができる。	
(指定地域密着型サービス事業者の指定の届出)	
第一百三十二条の九 (略)	
一定期間巡回・隨時対応型訪問介護事業 第百三十二条の二の二	

(新設)  
(指定地域密着型サービス事業者の指定の届出)

	第一項第一号から第三号までに掲げる事項	
八 二 二 七 (路)	複合型サービス 第百三十二条の八の二第一項第一号から第三号までに掲げる事項及び登録実質	一 一 六 (新設)
	(指定地域密着型サービス事業者の名称等の変更の届出等)	
第一項第一号 第二号、第三号 第四号 第五号、第六号、第七号、第八号、第九号、第十号 第十一号、第十二号、第十三号及び第十四号 第十五号、第十六号、第十七号及び第十八号に掲げる事項	第一項巡回・随時対応型訪問介護看護 第百三十二条の二第一項第一号、第二号、第三号、第四号 第五号、第六号、第七号、第八号、第九号、第十号から第十五号まで、第十六号、第十七号及び第十八号に掲げる事項	第一項第一号 第二号、第三号、第四号 第五号、第六号、第七号、第八号、第九号、第十号、第十一号、第十二号、第十三号及び第十四号 第十五号、第十六号、第十七号及び第十八号に掲げる事項
八 二 二 七 (路)	複合型サービス 第百三十二条の八の二第一項第一号、第二号、第三号、第四号 第五号、第六号、第七号、第八号、第九号、第十号 第十一号、第十二号、第十三号及び第十四号 第十五号、第十六号、第十七号及び第十八号に掲げる事項	一 一 六 (新設)
2 2 4 4 (路)	(法第七十八条の十三第一項の厚生労働省令で定める地域密着型 サービス)	2 2 4 (路)
	第一項巡回・随時対応型訪問介護看護 第百三十二条の十五 法第七十八条の十三第一項の厚生労働省令で定める地域密着型サービスは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスとする。	(新設)
	(公募指定に係る事項等)	(新設)
第一項の十六 法第七十八条の十三第一項の規定に基づき公募により行われる定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、第一百三十二条の二第一項各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出		

しなければならない。ただし、同項第一号から第三号までに掲げる事項その他当該市町村長が定める事項以外のものであつて、事業所の設置が完了していない場合その他やむを得ない事由により法律第七十八条の十四第二項の規定による選考までに提出することができる。

第百三十一条の十七 並第七十八条の十三第一項の規定に基づき公  
務により行われる小規模多機能型居宅介護に係る指定地盤密着型  
サービス事業者の指定を受けようとする者は、第百三十一条の五  
第一項各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定  
に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければなら  
ない。ただし、同規範第一号から第三号までに掲げる事項その他当  
該市町村長が定める事項以外のものであつて、事業所の設置が完  
了していない場合その他やむを得ない事情により、法第七十八条  
の十四第一項の規定による選考までに提出することが困難である  
ものについては、当該選考の後に提出することができる。

第百三十二条の十八 法第七十八条の十三第一項の規定に基づき公算により行われる複合型サービスに係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、第百三十二条の八の一第一項各号に掲げる事項を記載した申請書又は誓願書を当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、同項第一号から第三号までに掲げる事項その他該市町村長が定める事項以外のものであつて、事業所の設置が完了していない場合その他やむを得ない事情により、法第七十八条の十四第二項の規定による選者までに提出することが困難であるかのについては、当該選者の後に提出することができる。

第一百三十九条の十九

一六 (略)  
(新設)

二、六 (總)  
(新設)  
2 5 4 (總)  
(新設)  
(總設)

(三)

(新編)

第一百三十二条の十五 (略)

<p>(指定介護予防訪問リハビリテーション事業者に係る指定の申請)</p> <p>第百四十四条の六 法第百十五条の二第一項の規定に基づき介護予防訪問リハビリテーションに係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。) 二 二〇三(略) 二〇四(略)</p>	<p>(指定介護予防訪問介護事業者に係る指定の申請)</p> <p>第百四十四条の三(略)</p> <p>一 五(略)</p> <p>五の二 利用者の推定数</p> <p>(調査の実施)</p> <p>第百四十四条の四十七の一 法第百十五条の三十五第三項の調査の実施に当たっては、都道府県が定める指針に従い行うものとする。</p> <p>(大都市の特例)</p> <p>第百六十五条の五 令第五十五条の三第一項の規定により地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)が介護保険に関する事務を処理する場合においては、第十七条の六第三号、第百十四条から百二十五条まで、第百二十六条の三第四項第一号、第百二十六条の十三、第百三十条、第百三十一条、第百三十二条、第百三十三条、第百二十四条、第百三十九条、百三十六条、第百三十七条、第百四十条の三から第百四十四条の十四まで、第百四十条の二十一及び第百四十条の二十二中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」とし、第百四十条の四十二中「指定を」とあるのは「指定若しくは許可を」と読み替えるものとする。</p> <p>(中核市の特例)</p> <p>第百六十五条の六 令第五十五条の三第二項の規定により地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)が介護保険に関する事務を処理する場合においては、第十七条の六第三号、第百十四条から百二十五条まで、第百二十六条の三第四項第二号、第百二十六条の十三、第百三十条、第百三十一条、第百三十二条、第百三十三条、第百二十四条、第百三十五条、百三十六条、第百三十七条、第百四十条の三から第百四十四条の十四まで、第百四十条の二十一及び第百四十条の二十二中「都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」とし、第百四十条の四十二中「指定を」とあるのは「指定若しくは許可を」と読み替えるものとする。</p>
<p>(指定介護予防訪問リハビリテーション事業者に係る指定の申請)</p> <p>第百四十四条の六 法第百十五条の二第一項の規定に基づき介護予防訪問リハビリテーションに係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。) 二 二〇三(略) 二〇四(略)</p>	<p>(指定介護予防訪問介護事業者に係る指定の申請)</p> <p>第百四十四条の三(略)</p> <p>一 五(略)</p> <p>五の二 利用者の推定数</p> <p>(調査の実施)</p> <p>第百四十四条の四十七の一 法第百十五条の三十五第三項の調査の実施に当たっては、都道府県が定める指針に従い行うものとする。</p> <p>(大都市の特例)</p> <p>第百六十五条の五 令第五十五条の三第一項の規定により地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)が介護保険に関する事務を処理する場合においては、第十七条の六第三号、第百十四条から百二十五条まで、第百二十六条の三第四項第一号、第百二十六条の十三、第百三十条、第百三十一条、第百三十二条、第百三十三条、第百二十四条、第百三十九条、百三十六条、第百三十七条、第百四十条の三から第百四十四条の十四まで、第百四十条の二十一及び第百四十条の二十二中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」とし、第百四十条の四十二中「指定を」とあるのは「指定若しくは許可を」と読み替えるものとする。</p> <p>(中核市の特例)</p> <p>第百六十五条の六 令第五十五条の三第二項の規定により地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)が介護保険に関する事務を処理する場合においては、第十七条の六第三号、第百十四条から百二十五条まで、第百二十六条の三第四項第二号、第百二十六条の十三、第百三十条、第百三十一条、第百三十二条、第百三十三条、第百二十四条、第百三十五条、百三十六条、第百三十七条、第百四十条の三から第百四十四条の十四まで、第百四十条の二十一及び第百四十条の二十二中「都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」とし、第百四十条の四十二中「指定を」とあるのは「指定若しくは許可を」と読み替えるものとする。</p>

○ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第二十七号）（抄）

（横線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第二章 訪問介護</p> <p>（訪問介護員等の員数）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第十五条第一項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護（指定介護予防サービス等基準第四条に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一體的に運営されている場合においては、該該事業所における指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が四十又はその端数を増すことにより一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。</p> <p>3 前項の利用者の数は、前二月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。</p> <p>4 第二項のサービス提供責任者は介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であつて、専ら指定訪問介護の職務に従事するものもつて充てなければならない。ただし、利用者に対する指定訪問</p>	<p>第二章 訪問介護</p> <p>（訪問介護員等の員数）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等であつて専ら指定訪問介護の職務に従事するもののうち事業の規模に応じて一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。ただし、当該者の員数については、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>
<p>介護の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四条。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第十三条の四第一項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六条第一項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）の職務に従事することができる。</p> <p>5 指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一體的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第五条第一項から第四項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>（地域との連携）</p> <p>第三十六条の二 指定訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定訪問介護に関する利用者からの苦情に開いて市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>3 指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第五条第一項に規定する指定介護予防訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護（指定介護予防サービス等基準第四条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護（指定介護予防サービス等基準第五条第一項及び第二項に規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>（新設）</p>
第三章 訪問入浴介護	第三章 訪問入浴介護

## (適用)

第五十八条 第八条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで、第二十一条、第二十六条、第三十条から第三十五条まで、第三十六条（第五項及び第六項を除く。）、「第三十六条の二」から第三十八条まで及び第四十四条並びに第四節（第四十八条第一項及び第五十四条を除く。）の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護從業者」と、第八条中「第二十九条」とあるのは「第五十三条」と、第十九条中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第三十一条「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第四十八条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

## 第四章 訪問看護

## (看護師等の員数)

第六十条（略）  
4 2・3（略）  
5 指定訪問看護事業者（次項の規定により、指定地域密着型サービス基準第百七十二条第四項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第一項第一号イ及び第二号に規定する基準を満たしているものとみなされている指定訪問看護事業者を除く。）が指定定期巡回・随時対応型訪問看護事業者（指定地域密着型サービス基準第三条の四第一項に規定する指定定期巡回・随時

## (適用)

第五十八条 第八条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで、第二十一条、第二十六条、第三十条から第三十五条まで、第三十六条（第五項及び第六項を除く。）、「第三十七条」、「第三十八条」及び第四十四条並びに第四節（第四十八条第一項及び第五十四条を除く。）の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護從業者」と、第八条中「第二十九条」とあるのは「第五十三条」と、第十九条中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受けける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第三十一条「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他設備及び備品等」と、第四十八条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

## 第四章 訪問看護

## (看護師等の員数)

第六十条（略）  
2・3（略）  
（新規）

対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）の規定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（同項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業をいう。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項第四号イに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第一項第一号イ及び第二号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

5 指定訪問看護事業者（前項の規定により、指定地域密着型サービス基準第三条の四第一項第四号イに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第一項第一号イ及び第二号に規定する基準を満たしているものとみなされている指定訪問看護事業者を除く。）が指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービス基準第百七十二条第一項に規定する指定複合型サービス事業者をいう。）の規定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定複合型サービス（指定地域密着型サービス基準第百七十一条第四項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第一項第一号イ及び第二号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

## (指定訪問看護の具体的取扱方針)

第六十八条 看護師等の行う指定訪問看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び第七十条第一項に規定する訪問看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行う。

## 二四五（略）

## 第七章 通所介護

## (指定訪問看護の具体的取扱方針)

第六十八条 看護師等の行う指定訪問看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び第七十条第一項に規定する訪問看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行う。

## 二四五（略）

## 第七章 通所介護

		(従業者の員数)
第九十三条	指定通所介護の事業を行う者(以下「指定通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定通所介護事業所」という。)ことに置くべき従業者(以下この節から第四節までにおいて「通所介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。	第九十三条 指定通所介護の事業を行う者(以下「指定通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定通所介護事業所」という。)に置くべき従業者(以下この節から第四節までにおいて「通所介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。
一 生活相談員	指定通所介護の提供を行う時間数(以下この条において「提供時間数」という。)に応じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる生活相談員が一以上確保されるために必要と認められる数	一 生活相談員 指定通所介護の単位ごとに、その提供を行う時間帯(以下この条において「提供時間帯」という。)を通じて専ら当該指定通所介護の提供に当たる生活相談員が一以上確保されるために必要と認められる数
二 (略)		二 (略)
三 介護職員 指定通所介護の単位ごとに、提供時間数に応じて専ら当該指定通所介護の提供に当たる介護職員が一利用者(当該指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者(指定介護予防サービス等基準第九十七条第一項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受けかつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護(指定介護予防サービス等基準第九十六条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、当該事業所における指定通所介護又は指定介護予防通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が十五人までの場合は、十五人を超える部分の利用者の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数	三 介護職員 指定通所介護の単位ごとに、提供時間帯を通じて専ら当該指定通所介護の提供に当たる介護職員が一利用者(当該指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者(指定介護予防サービス等基準第九十七条第一項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受けかつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護(指定介護予防サービス等基準第九十六条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、当該事業所における指定通所介護又は指定介護予防通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が十五人までは一以上、それ以上五又はその端数を増すことにより一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数	
四 (略)		四 (略)
2 当該指定通所介護事業所の利用定員(当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。)	当該指定通所介護事業所の利用定員(当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。)	

		が十人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定通所介護の単位ごとに、提供時間数に応じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が一以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
3 指定通所介護事業者は、指定通所介護の単位ごとに、第一項第三号の介護職員及び第一項の適用がある場合における看護職員又は介護職員(以下この条において「介護職員等」という。)を、常時一人以上当該指定通所介護に従事させなければならない。		
4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、介護職員等は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定通所介護の単位の介護職員等として従事することができるものとする。		
5 前各項の指定通所介護の単位は、指定通所介護であつてその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。		が十人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定通所介護の単位ごとに、提供時間帯を通じて専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が一以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
6 (新設)		

		(新設)
3 前二項の指定通所介護の単位は、指定通所介護であつてその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。		
4 (新設)		
7 指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第九十七条第一項から第六項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。		
8 (略)		
9 指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第九十七条第一項から第六項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。		

## 第五節 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準

		(利用定員)
第一百五条の六 指定療養通所介護事業所は、その利用定員(当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)		第一百五条の六 指定療養通所介護事業所は、その利用定員(当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)

て同じ。)を九人以下とする。

#### 第六節 基準該当居宅サービスに関する基準

##### (従業員の員数)

第一百六条 基準該当居宅サービスに該当する通所介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当通所介護事業者」という。)の事業を行いうる者(以下「基準該当通所介護事業者」という。)が当該事業を行いうる事業所(以下「基準該当通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業員(以下この節において「通所介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

一 生活相談員 基準該当通所介護の提供を行う時間帯(以下この条において「提供時間帯」という。)に応じて、専ら基準該当通所介護の提供に当たる生活相談員が一以上確保されるために必要と認められる数

二 看護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる看護職員が一以上確保されるために必要と認められる数

三 介護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、提供時間帯に応じて、専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる介護職員が、利用者(当該基準該当通所介護事業者が基準該当通所介護の事業と基準該当介護予防通所介護(指定介護予防サービス等基準第百十二条第一項に規定する基準該当介護予防通所介護をいう。以下同じ。)の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所における基準該当通所介護又は基準該当介護予防通所介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が十五人までは一以上、利用者の数が十五人を超える場合は、超えた部分の利用者の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

##### 四 (略)

て同じ。)を八人以下とする。

#### 第六節 基準該当居宅サービスに関する基準

##### (従業員の員数)

第一百六条 基準該当居宅サービスに該当する通所介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当通所介護事業者」という。)の事業を行いうる者(以下「基準該当通所介護事業者」という。)が当該事業を行いうる事業所(以下「基準該当通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業員(以下この節において「通所介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

一 生活相談員 基準該当通所介護の単位ごとに、その提供を行う時間帯(以下この条において「提供時間帯」という。)に応じて、専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる生活相談員が一以上確保されるために必要と認められる数

二 看護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、提供時間帯を週じて専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる看護職員が一以上確保されるために必要と認められる数

三 介護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、提供時間帯を通じて専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる介護職員が利用者(当該基準該当通所介護事業者が基準該当通所介護の事業と基準該当介護予防通所介護(指定介護予防サービス等基準第百十二条第一項に規定する基準該当介護予防通所介護をいう。以下同じ。)の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所における基準該当通所介護又は基準該当介護予防通所介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が十五人までは一以上、それ以上五又はその端数を増すことに一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

##### 四 (略)

2 当該基準該当通所介護事業所の利用定員(当該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)が十人以下である場合にあっては、前項の規定にかかるわらず、看護職員及び介護職員の員数を、基準該当通所介護の単位ごとに、提供時間帯に応じて、専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が一以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3 基準該当通所介護事業者は、基準該当通所介護の単位ごとに、第一項第三号の介護職員及び前項の適用がある場合における看護職員又は介護職員(以下この条において「介護職員等」という。)を、常時一人以上当該基準該当通所介護に従事させなければならない。

4 第一項及び第二項の規定にかかるわらず、介護職員等は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の基準該当通所介護の単位の介護職員等として従事することができるものとする。

5 前各項の基準該当通所介護の単位は、基準該当通所介護であつてその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいうものとする。

##### (略)

7| 6| 基準該当通所介護の事業と基準該当介護予防通所介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定介護予防サービス等基準第百十二条第一項から第六項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

##### (準用)

第八条 第八条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第二十七条、第三十二条から第三

2 当該基準該当通所介護事業所の利用定員(当該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)が十人以下である場合にあっては、前項の規定にかかるわらず、看護職員及び介護職員の員数を、基準該当通所介護の単位ごとに、提供時間帯を通じて専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が一以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

##### (新設)

##### (新設)

3 前二項の基準該当通所介護の単位は、基準該当通所介護であつてその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいうものとする。

##### (略)

5 基準該当通所介護の事業と基準該当介護予防通所介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定介護予防サービス等基準第百十二条第一項から第四項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

##### (準用)

第八条 第八条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第二十七条、第三十二条から第三

十五条まで、第三十六条（第五項及び第六項を除く。）、「第三十一条の二から第三十八条まで、第五十二条、第九十二条及び第四節（第九十六条第一項及び第五百五条を除く。）」の規定は、基準該当通所介護事業について準用する。この場合において、第八条中「第二十九条」とあるのは「第一百条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第十九条中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十二条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第三十二条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第九十六条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

## 第九章 短期入所生活介護

### （指定通所介護事業所等との併設）

第一百四十条の二十六 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当短期入所生活介護」という。）の事業を行なう者（以下「基準該当短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当短期入所生活介護事業所」という。）は、指定通所介護事業所若しくは指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第五十二条第一項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）又は社会福祉施設（以下「指定通所介護事業所等」という。）に併設しなければならない。

### （従業者の員数）

第一百四十条の二十七 基準該当短期入所生活介護事務者が基準該当

十五条まで、第三十六条（第五項及び第六項を除く。）、「第三十一条の二から第三十八条まで、第五十二条、第九十二条及び第四節（第九十六条第一項及び第五百五条を除く。）」の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第八条中「第二十九条」とあるのは「第一百条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第十九条中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十二条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第三十二条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第九十六条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

## 第九章 短期入所生活介護

### （指定通所介護事業所等との併設）

第一百四十条の二十六 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当短期入所生活介護」という。）の事業を行なう者（以下「基準該当短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当短期入所生活介護事業所」という。）は、指定通所介護事業所又は社会福祉施設（以下「指定通所介護事業所等」という。）に併設しなければならない。

### （従業者の員数）

第一百四十条の二十七 基準該当短期入所生活介護事務者が基準該当

短期入所生活介護事業所ことに置くべき従業者（以下「）の節において「短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の業者との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の待遇に支障がないときは、第二号の業者を置かないことができる。

### （割）

2 前項第二号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に基準該当短期入所生活介護の事業を開始する場合は、推定数による。  
3 第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を中心の必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるるものとする。  
4 5 （略）

### （設備及び備品等）

第一百四十条の三十 （略）

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。  
一 居室  
イ （略）  
ロ 利用者一人当たりの床面積は、七・四三平方メートル以上とすること。  
二 ハ （略）  
三 ニ 五 （略）  
四 （略）

### （運用）

第一百四十条の三十一 第九条から第十三条まで、第十六条、第十九

短期入所生活介護事業所ことに置くべき従業者（以下「）の節において「短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の業者との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の待遇に支障がないときは、第二号の業者を置かないことができる。

### （割）

2 前項第三号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に基準該当短期入所生活介護の事業を開始する場合は、推定数による。  
3 第一項第五号の機能訓練指導員は、日常生活を中心の必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

### （略）

### （設備及び備品等）

第一百四十条の三十 （略）

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。  
一 居室  
イ （略）  
ロ 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。  
二 ハ （略）  
三 ニ 五 （略）  
四 （略）

### （運用）

第一百四十条の三十一 第九条から第十三条まで、第十六条、第十九

条、第二十二条、第二十六条、第三十二条から第三十五条まで、第三十六条（第五項及び第六項を除く。）第三十六条の二から第三十八条まで、第五十二条、第一百一条、第一百三条、第一百四条、第一百二十一条並びに第四節（第一百二十七条第一項及び第一百四十条を除く。）の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について適用する。この場合において、第十九条中「内容」当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十二条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第三十二条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第一百一象第三項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第一百二十七条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第一百三十三条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。

## 第十二章 特定施設入居者生活介護

（法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意）  
第一百八十条 老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホームである指定特定施設において指定特定施設入居者生活介護（利用期間を定めて行うものを除く。以下この条において同じ。）を提供する指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その意思を確認しなければならない。

## 第五節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護

九条、第二十二条、第二十六条、第三十二条から第三十五条まで、第三十六条（第五項及び第六項を除く。）第三十七条、第三十八条、第五十二条、第一百一条、第一百三条、第一百四条、第一百二十一条並びに第四節（第一百二十七条第一項及び第一百四十条を除く。）の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について適用する。この場合において、第十九条中「内容」当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十二条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第三十二条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第一百一象第三項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第一百二十七条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

## 第十二章 特定施設入居者生活介護

（法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意）  
第一百八十条 老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホームである指定特定施設において指定特定施設入居者生活介護を提供する指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その意思を確認しなければならない。

## 第五節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護

の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準

- （受託居宅サービス事業者への委託）  
第一百九十二条の十（略）  
2 受託居宅サービス事業者は、指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者（法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）でなければならない。  
3 受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類は、  
・指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション  
・第百九十三条に規定する指定福祉用具貸与及び指定地域密着型サービス基準第四十一条に規定する指定認知症対応型通所介護とする。  
4 5 8 （略）

## 第十三章 福祉用具貸与

（指定福祉用具貸与の基本取扱方針）  
第一百九十八条 指定福祉用具貸与は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設け、計画的に行わなければならない。  
2 3 （略）

（指定福祉用具貸与の具体的取扱方針）  
第一百九十九条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。  
一 指定福祉用具貸与の提供に当たつては、次条第一項に規定する福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、か

の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準

- （受託居宅サービス事業者への委託）  
第一百九十二条の十（略）  
2 受託居宅サービス事業者は、指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者（法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）でなければならない。  
3 受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類は、  
・指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション  
・第百九十三条に規定する指定福祉用具貸与及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生省令第十四号）第四十一条に規定する指定認知症対応型通所介護とする。  
4 5 8 （略）

## 第十三章 福祉用具貸与

（指定福祉用具貸与の基本取扱方針）  
第一百九十八条 指定福祉用具貸与は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、適切に行わなければならない。

（指定福祉用具貸与の具体的取扱方針）  
第一百九十九条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。  
一 指定福祉用具貸与の提供に当たつては、利用者の心身の状況  
希望及びその置かれている環境を踏まえ、福祉用具が適切に

つ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目標等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。

#### 二五 (略)

##### (福祉用具貸与計画の作成)

第一百九十九条の二 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第二百四条の二第一項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければならない。

- 2 福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならぬ。
- 4 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者に交付しなければならない。
- 5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。
- 6 第一項から第四項までの規定は、前項に規定する福祉用具貸与計画の変更について準用する。

##### (記録の整備)

#### 二百四条の二 (略)

選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目標等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。

#### 二五 (略)

##### (新設)

##### (記録の整備)

#### 二百四条の二 (略)

#### 二六 (略)

##### 第五節 基準該当居宅サービスに関する基準

###### (適用)

第二百六条 第八条から第十四条まで、第六十条から第十九条まで、第二十一条、第二十六条、第三十三条から第三十五条まで、第三十六条(第五項及び第六項を除く。)、第三十六条の二から第三十八条まで、第五十二条、第八十条第一項及び第二項、第八百九十三条、第八百九十五条、第八百九十六条並びに第四節(第八百九十七条第一項及び第二百五条を除く。)の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に適用する。この場合において、第八条中「第二十九条」とあるのは「第二百条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十条中「実施地域」とあるのは「実施地域」と取り扱う福祉用具の種目」と、第十四条第二項中「適切な指導員等」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十八条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第十九条中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者が代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第八百九十七条第一項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第八百九十七条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

#### 第十四章 特定福祉用具販売

#### 二五 (略)

##### 第五節 基準該当居宅サービスに関する基準

###### (適用)

第二百六条 第八条から第十四条まで、第六十条から第十九条まで、第二十一条、第二十六条、第三十三条から第三十五条まで、第三十六条(第五項及び第六項を除く。)、第三十七条、第三十八条、第三十九条、第四十条、第四十一条第一項及び第二項、第八十条第一項、第八百九十三条、第八百九十五条、第八百九十六条並びに第四節(第八百九十七条第一項及び第二百五条を除く。)の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に適用する。この場合において、第八条中「第二十九条」とあるのは「第二百条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十条中「実施地域」とあるのは「実施地域」、取り扱う福祉用具の種目」と、第十四条第二項中「適切な指導員等」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十八条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第十九条中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者が代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第八百九十七条第一項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第八百九十七条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

#### 第十四章 特定福祉用具販売

<p>(指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針)</p> <p>第二百十四条 (略)</p> <p>一 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、次条第一項に規定する特定福祉用具販売計画に基づき、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に係る同意を得るものとする。</p> <p>二 (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>(指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針)</p> <p>第二百十四条 (略)</p> <p>一 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の心身の状況及びその置かれている環境を踏まえて、指定特定福祉用具販売の機能、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した特定福祉用具販売計画を作成しなければならない。</p> <p>2 特定福祉用具販売計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。</p> <p>3 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならぬ。</p> <p>4 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画を作成した際に当該特定福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならぬ。</p>	<p>(特定福祉用具販売計画の作成)</p> <p>第二百十四条の二 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定特定福祉用具販売の機能、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した特定福祉用具販売計画を作成しなければならない。</p> <p>2 特定福祉用具販売計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。</p> <p>3 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならぬ。</p> <p>4 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画を作成した際に当該特定福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならぬ。</p>
		<p>五 居宅サービス計画が作成されていない場合は、施行規則第七十一条第一項第三号に規定する居宅介護福祉用具購入費の支給の申請に係る特定福祉用具が必要な理由が記載された書類が作成されていることを確認する。</p>
		<p>(新設)</p>
		<p>第六百五十五条 (新設)</p>
		<p>二 第二百五十五条 (新設)</p>

- 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第二章 介護予防訪問介護</p> <p>（訪問介護員等の員数）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（指定居宅サービス等の事業の八風、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第五条第一項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定期数を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護（指定居宅サービス等基準第四条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一括的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防訪問介護及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が四十又八その間数を増すごとに一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。ただし、当該者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。</p> <p>3 前項の利用者の数は、前二月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、施設数による。</p> <p>4 第二項のサービス提供責任者は介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であつて、専ら指定介護予防訪問介護の職務に従事するものをもって充てなければならぬ。ただし、利用者に対する指定介護予防訪問介護の運営に支障がない場合は、同一施設内にある指定定期巡回・臨時対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六条第一項に規定する指定定期巡回・臨時対応型訪問介護事業所をいう。）の職務に従事することができる。</p> <p>5 指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者の指定を受け受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一括的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第五条第一項から第四項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>（地域との連携）</p> <p>第三十四条の二 指定介護予防訪問介護事業者は、その事業の運営に当たつては、提供した指定介護予防訪問介護に関する利用者からのお苦情に關して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>第三章 介護予防訪問入浴介護</p> <p>（適用）</p> <p>第六十一条 第八条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで</p>	<p>第二章 介護予防訪問介護</p> <p>（訪問介護員等の員数）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の職務に従事するもののうち事業の規模に応じて一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。ただし、当該者の員数については、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>3 指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の八風、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第五条第一項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定期数を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護（指定居宅サービス等基準第四条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一括的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第五条第一項及び第二項に規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>（新設）</p> <p>第三章 介護予防訪問入浴介護</p> <p>（適用）</p> <p>第六十一条 第八条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで</p>

「第二十二条、第二十三条、第二十八条から第三十三条まで、第三十四条（第五項及び第六項を除く。）及び第三十四条の二から第三十六条まで並びに第一節、第四節（第五十条第一項及び第五十五条を除く。）及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について適用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護従業者」と、第八条及び第三十条中「第二十六条」とあるのは「第六十一条」において適用する第五十三条」と、第十九条中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規程により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十二条中「法廷代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護」と、第二十九条中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護用に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第五十条第二項中「法廷代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

#### 第四章 介護予防訪問看護

##### （看護師等の員数）

第六十三条（略）

2・3（略）

4 指定介護予防訪問看護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準第三条の四第一項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問看護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定地域密着型サービス基準第三条の二に規定する指定定期巡回・随時対応

「第二十二条、第二十三条、第二十八条から第三十三条まで、第三十四条（第五項及び第六項を除く。）第三十五条及び第三十六条並びに第一節、第四節（第五十条第一項及び第五十五条を除く。）及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について適用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護従業者」と、第八条及び第三十条中「第二十六条」とあるのは「第六十一条」において適用する第五十三条」と、第十九条中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規程により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十二条中「法廷代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護」と、第二十九条中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護用に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第五十条第二項中「法廷代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

#### 第四章 介護予防訪問看護

##### （看護師等の員数）

第六十三条（略）

2・3（新設）

5 指定介護予防訪問看護事業者が指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービス基準百七十二条第一項に規定する指定複合型サービス事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問看護の事業と指定複合型サービス（指定地域密着型サービス基準百七十条に規定する指定複合型サービスをいう。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定地域密着型サービス基準百七十二条第四項に規定する人員に属する基準を満たすことをもって、第一項第一号イ及び第二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

5 指定介護予防訪問看護事業者が指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービス基準百七十二条第一項に規定する指定複合型サービス事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問看護の事業と指定複合型サービス（指定地域密着型サービス基準百七十条に規定する指定複合型サービスをいう。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定地域密着型サービス基準百七十二条第四項に規定する人員に属する基準を満たすことをもって、第一項第一号イ又は第二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### 第七章 介護予防通所介護

##### （従業者の員数）

第九十七条 指定介護予防通所介護の事業を行なう者（以下「指定介護予防通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第五節までにおいて「介護予防通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

一 生活相談員 指定介護予防通所介護の提供を行う時間数（以下この条において「提供時間数」という。）に応じて、専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる生活相談員が一以上確保されるために必要と認められる数

二 （略）

三 介護職員 指定介護予防通所介護の単位ごとに、提供時間数

（新設）

#### 第七章 介護予防通所介護

##### （従業者の員数）

第九十七条 指定介護予防通所介護の事業を行なう者（以下「指定介護予防通所介護事業者」という。）が当該事業を行なう事業所（以下「指定介護予防通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第五節までにおいて「介護予防通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

一 生活相談員 指定介護予防通所介護の単位ごとに、その提供を行う時間数（以下この条において「提供時間数」という。）を同じくして専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる生活相談員が一以上確保されるために必要と認められる数

二 （略）

三 介護職員 指定介護予防通所介護の単位ごとに、提供時間数

に応じて専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる介護職員が利用者（当該指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護（指定居宅サービス等基準第九十二条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一體的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防通所介護又は指定通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が十五人までは一以上、利用者の数が十五人を超える場合は、超えた部分の利用者の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

#### 四 (略)

- 2 当該指定介護予防通所介護事業所の利用定員（当該指定介護予防通所介護事業所において同時に指定介護予防通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が十人以下である場合にあっては、前項の規定にかかるわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定介護予防通所介護の単位ごとに、提供時間帯に応じて専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が一以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の単位ごとに、第一項第三号の介護職員及び前項の適用がある場合における看護職員又は介護職員（以下この条において「介護職員等」という。）を、常時一人以上当該指定介護予防通所介護に従事させなければならない。
- 4 第一項及び第二項の規定にかかるわらず、介護職員等は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定介護予防通所介護の単位の介護職員等として従事することができるものとする。
- 5 前各項の指定介護予防通所介護の単位は、指定介護予防通所介

を通じて専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる介護職員が利用者（当該指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護（指定居宅サービス等基準第九十二条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一體的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防通所介護又は指定通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が十五人までは一以上、それ以上五又はその端数を増すことにより一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

#### 四 (略)

- 2 当該指定介護予防通所介護事業所の利用定員（当該指定介護予防通所介護事業所において同時に指定介護予防通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が十人以下である場合にあっては、前項の規定にかかるわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定介護予防通所介護の単位ごとに、提供時間帯を通じて専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が一以上確保されるために必要と認められる数とができる。

（新設）

#### （新設）

- 3 前二項の指定介護予防通所介護の単位は、指定介護予防通所介

職であつてその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一體的に行われるものをいう。

#### 六 (略)

9 指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一體的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第九十三条第一項から第六項までに規定する人風に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### 第六節 基準該当介護予防サービスに関する基準

##### （従業者の員数）

- 第一百十二条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防通所介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防通所介護」という。）の事業を行ふ者（以下「基準該当介護予防通所介護事業者」という。）が当該事業を行ふ事業所（以下「基準該当介護予防通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節において「介護予防通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

一 生活相談員 基準該当介護予防通所介護の提供を行う時間帯（以下この条において「提供時間帯」という。）に応じて、専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる生活相談員が一以上確保されるために必要と認められる数

二 看護職員 基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる看護職員が一以上確保されるために必要と認められる数

三 介護職員 基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、提供時間帯に応じて、専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる介護職員が利用者（当該基準該当介護予防通所介護事業者が

職であつてその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一體的に行われるものをいう。

#### （略）

- 7 1 6 (略) 指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一體的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第九十三条第一項から第六項までに規定する人風に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### 第六節 基準該当介護予防サービスに関する基準

##### （従業者の員数）

- 第一百十二条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防通所介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防通所介護」という。）の事業を行ふ者（以下「基準該当介護予防通所介護事業者」という。）が当該事業を行ふ事業所（以下「基準該当介護予防通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節において「介護予防通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

一 生活相談員 基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、その提供を行う時間帯（以下この条において「提供時間帯」という。）を通じて専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる生活相談員が一以上確保されるために必要と認められる数

二 看護職員 基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、提供時間帯を通じて専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる看護職員が一以上確保されるために必要と認められる数

三 介護職員 基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、提供時間帯を通じて専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる介護職員が利用者（当該基準該当介護予防通所介護事業者が

が基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護（指定居宅サービス等基準第百六条第一項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所における基準該当介護予防通所介護又は基準該当通所介護の利用者。以下この節において同じ。）の数が十五人までは一以上、利用者の数が十五人を超える場合は、超えた部分の利用者の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

- 四 (略)
- 2 当該基準該当介護予防通所介護事業所の利用定員（当該基準該当介護予防通所介護事業所において同時に基準該当介護予防通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をい。以下この節において同じ。）が十人以下である場合には、前項の規定にかかるらず、看護職員及び介護職員の員数を、基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、提供時間帯に応じて専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が一以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
  - 3 基準該当介護予防通所介護事業者は、基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、第一項第三号の介護職員及び前項の適用がある場合における看護職員又は介護職員（以下この条において「介護職員等」という。）を、常時一人以上当該基準該当介護予防通所介護に従事させなければならない。
  - 4 第一項及び第二項の規定にかかるらず、介護職員等は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の基準該当介護予防通所介護の単位の介護職員等として従事することができるものとする。
  - 5 前各項の基準該当介護予防通所介護の単位は、基準該当介護予防通所介護であってその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
  - 6 (略)
  - 7 基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護の事業と

基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護（指定居宅サービス等基準第百六条第一項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所における基準該当介護予防通所介護又は基準該当通所介護の利用者。以下この節において同じ。）の数が十五人までは一以上、それ以上五又はその端数を増すことに一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

- 四 (略)
- 2 当該基準該当介護予防通所介護事業所の利用定員（当該基準該当介護予防通所介護事業所において同時に基準該当介護予防通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をい。以下この節において同じ。）が十人以下である場合には、前項の規定にかかるらず、看護職員及び介護職員の員数を、基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、提供時間帯に応じて専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が一以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。（新設）

#### (新設)

- 3 前二項の基準該当介護予防通所介護の単位は、基準該当介護予防通所介護であってその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 4 (略)

基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護の事業と

が、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第百六条第一項から第六項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

- （適用）
- 第一百五十三条第八条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第九条、第二十二条、第二十三条、第二十四条、第三十条から第三十三条まで、第三十四条（第五項及び第六項を除く。）、第三十四条の二から第三十六条まで及び第五十二条並びに第一節、第四節（第三百八条第一項及び第三百七条を除く。）及び前節の規定は、基準該当介護予防通所介護の事業について準用する。この場合において、「第八条及び第三十条中「第二十六条」とあるのは「第一百五十五条において準用する第三百一条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護事業者」と、第十九条中「内容」当該指定介護予防通所介護事業者について准用する第三十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護事業者」とあるのは「基準該当介護予防通所介護」と、第三十三条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護從業者」と、第一百条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

#### 第九章 介護予防短期入所生活介護

- （適用）
- 第一百四十二条 第九条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第

が、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同条第一項から第四項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### (適用)

- 第一百五十三条第八条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第九条、第二十二条、第二十三条、第二十四条、第三十条から第三十三条まで、第三十四条（第五項及び第六項を除く。）、第三十五条、第三十六条及び第五十二条並びに第一節、第四節（第三百八条第一項及び第三百七条を除く。）及び前節の規定は、基準該当介護予防通所介護の事業について準用する。この場合において、「第八条及び第三十条中「第二十六条」とあるのは「第一百五十五条において準用する第三百一条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護從業者」と、第十九条中「内容」当該指定介護予防通所介護事業者について准用する第三十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護」と、第三十三条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護從業者」と、第一百条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

#### 第九章 介護予防短期入所生活介護

- 第一百四十二条 第九条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第

十九条、第二十一条、第二十三条、第三十条から第三十六条まで、第五十二条、第六十二条、第六十四条及び第六十五条の規定、指定介護予防短期入所生活介護の事業について適用する。この場合において、第三十条中「第二十六条」とあるのは「第六三十八条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第六十二条第三項及び第六十四条中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

#### 第八節 基準該当介護予防短期入所生活介護

##### (指定介護予防通所介護事業所等との併設)

第一百七十九条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行なう事業所(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業所」という。)は、指定介護予防通所介護事業所、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所(指定施設新規介護予防サービスによる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)(平成十八年厚生労働省令第三十六号)以下「指定短期宿泊型介護予防サービス基準」という。)第十三条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。)又は社会福祉施設(以下「指定介護予防通所介護事業所等」という。)に併設しなければならない。

##### (従業者の員数)

第一百八十条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者(以下この項において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。)の

十九条、第二十一条、第二十三条、第三十条から第三十六条まで、第五十二条、第六十二条、第六十四条及び第六十五条の規定、指定介護予防短期入所生活介護の事業について適用する。この場合において、第三十条中「第二十六条」とあるのは「第六三十八条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第六十二条第三項及び第六十四条中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

#### 第八節 基準該当介護予防短期入所生活介護

##### (指定介護予防通所介護事業所等との併設)

第一百七十九条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行なう事業所(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業所」という。)は、指定介護予防通所介護事業所又は社会福祉施設へ以下「指定介護予防通所介護事業所等」という。)に併設しなければならない。

##### (従業者の員数)

第一百八十条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者(以下この項において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。)の

員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第三号の栄養士を置かないことができる。

##### (割合) 2 一・五 (略)

2 前項第二号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に基準該当介護予防短期入所生活介護の事業を開始する場合は、推定数による。

3 第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

##### 4 5 (略)

2 (設備及び備品等)  
2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

1 屋内  
イ (略)  
ロ 利用者一人当たりの床面積は、七・四三平方メートル以上とする。

3 二・ハ (略)  
4 二・イ (略)

3 (運用)  
3 第百八十五条 第九条から第十三条まで、第十六条、第十九条、第二十一条、第二十三条、第三十条から第三十三条まで、第三十

員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第四号の栄養士を置かないことができる。

##### 1 一医師 一人以上

2 二・六 (略)  
2 前項第三号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に基準該当介護予防短期入所生活介護の事業を開始する場合は、推定数による。

3 第一項第五号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

##### 4 5 (略)

2 (設備及び備品等)  
2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

1 屋内  
イ (略)  
ロ 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とする。

3 二・ハ (略)  
4 二・イ (略)

3 (運用)  
3 第百八十五条 第九条から第十三条まで、第十六条、第十九条、第二十一条、第二十三条、第三十条から第三十三条まで、第三十

四条（第五項及び第六項を除く。）、第34条の二から第33条まで、第52条、第百二条、第百四条、第百五条、第百二十九条並びに第4節（第百三十五条第一項及び第百四十二条を除く。）及び第5節の規定は、基準該当介護予防施設入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第十九条中「内容」、「当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十二条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防施設入所生活介護」と、第三十条中「第二十六条」とあるのは「第百八十五条において準用する第百三十八条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防施設入所生活介護従業者」と、第百二十二条第三項中「介護予防施設所介護従業者」とあるのは「介護予防施設入所生活介護従業者」と、第百三十五条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防施設」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第百四十二条第一項第二号及び第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第百八十五条」と、第百四十四条中「第百二十八条」とあるのは「第百八十五条において準用する第百二十八条」と、「前項」とあるのは「第百八十五条において準用する前項」と、第百四十八条中「医師及び看護師」とあるのは「看護師」と読み替えるものとする。

## 第十一章 介護予防特定施設入居者生活介護

（受託介護予防サービス事業者への委託）

第二百六十条（略）

3 2 （略）  
3 受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービス

四条（第五項及び第六項を除く。）、第35条、第36条、第51条、第百二十二条、第百四条、第百五条、第百二十九条並びに第4節（第百三十五条第一項及び第百四十二条を除く。）及び第5節の規定は、基準該当介護予防施設入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第十九条中「内容」、「当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十二条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防施設入所生活介護」と、第三十条中「第二十六条」とあるのは「第百八十五条において準用する第百三十八条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防施設入所生活介護従業者」と、第百二十二条第三項中「介護予防施設所介護従業者」とあるのは「介護予防施設入所生活介護従業者」と、第百三十五条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防施設」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第百四十二条第一項第二号及び第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第百八十五条」と、第百四十四条中「第百二十八条」とあるのは「第百八十五条において準用する第百二十八条」と、「前項」とあるのは「第百八十五条において準用する前項」と読み替えるものとする。

## 第十一章 介護予防特定施設入居者生活介護

（受託介護予防サービス事業者への委託）

第二百六十条（略）

3 2 （略）  
3 受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービス

の種類は、指定介護予防訪問介護、指定介護予防施設入浴介護、指定介護予防訪問看護、指定介護予防施設リハビリテーション、指定介護予防通所介護、指定介護予防通所リハビリテーション、第二百六十五条に規定する指定介護予防福祉用具貸与及び指定地域密着型介護予防サービス基準第四条に規定する指定介護予防福祉用具貸与及び指定地

の種類は、指定介護予防訪問介護、指定介護予防施設入浴介護、指定介護予防訪問看護、指定介護予防施設リハビリテーション、指定介護予防通所介護、指定介護予防通所リハビリテーション、第二百六十五条に規定する指定介護予防福祉用具貸与及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効率的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）第四条に規定する指定介護予防器知対応型通所介護とする。

## 第十二章 介護予防福祉用具貸与

（記録の整備）

第二百七十五条（略）

2 1 （略）  
1 介護予防福祉用具貸与計画  
1 1 大（略）

（指定介護予防福祉用具貸与の具体的な取扱方針）

第二百七十八条（略）

1 一 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行いうるものとする。

1 1 大（略）  
1 1 1 副（略）

## 第十二章 介護予防福祉用具貸与

（記録の整備）

第二百七十五条（略）

2 1 （新設）  
1 1 五（略）

（指定介護予防福祉用具貸与の具体的な取扱方針）

第二百七十八条（略）

1 一 新設

2 1 五（略）  
大 介護予防サービス計画に指定介護予防福祉用具貸与が位置づけられる場合には、当該計画に指定介護予防福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る担当職員へ指定介護予防支援等基準第二条に規定する担当職員をいう。により、必要に応じて臨時に必要性が検討された上で、終終必要な場合にはその理由が介護予防サービス計画に記載され

るようにならぬ相談を講じるものとする。

- (介護予防福祉用具計画の作成)
- 第二百七十八条の二 福祉用具専門相談員は、前条第一号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防福祉用具等との目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防福祉用具貸与計画を作成するものとする。なお、指定特定介護予防福祉用具販売の利用がある場合は、第二百九十二条第一項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画と一緒にものとして作成しなければならない。
- 2 介護予防福祉用具貸与計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し利用者の同意を得なければならない。
- 4 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画を作成した際には、当該介護予防福祉用具貸与計画を利用者に交付しなければならない。
- 5 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から、必要に応じ、当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うものとする。
- 6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該結果を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。
- 7 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防福祉用具貸与計画の変更を行ふものとする。
- 8 第一項から第四項までの規定は、前項に規定する介護予防福祉

(新設)

用具貸与計画の変更について適用する。

- (備用)
- 第二百八十条 第八条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで、第二十一条、第二十二条、第三十一条から第三十三条まで、第三十四条(第五項及び第六項を除く。)、第三十四条の二から第三十六条まで、第五十二条並びに第百二十二条第一項及び第二項並びに第一節、第二節(第二百六十六条を除く。)、第三節、第四節(第二百六十九条第一項及び第二百七十六条を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第八条中「第二百二十六条」とあるのは「第二百八十条において準用する第二百七十七条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十条中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。」、取り扱う福祉用具の種目」と、第十四条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十八条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第十九条中「提供日及び内容」、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない増定期介護予防訪問介護」とあるのは「基礎該当介護予防福祉用具貸与」と、第二百二十二条第二項中「処遇」とあるのは「サービスの品名」と、第二百六十九条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基礎該当介護予防福祉用具貸与」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第十三章 特定介護予防福祉用具販売

(記録の整備)

- (備用)
- 第二百八十一条 第八条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで、第二十二条、第三十三条、第三十一条から第三十三条まで、第三十四条(第五項及び第六項を除く。)、第三十五条、第三十六条、第三五十一条並びに第百二十二条第一項及び第二項並びに第一節、第二節(第二百六十六条を除く。)、第三節、第四節(第二百六十九条第一項及び第二百七十六条を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第八条中「第二百二十六条」とあるのは「第二百八十条において準用する第二百七十七条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十条中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。」、取り扱う福祉用具の種目」と、第十四条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十八条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第十九条中「提供日及び内容」、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基礎該当介護予防福祉用具貸与」と、第二百六十九条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基礎該当介護予防福祉用具貸与」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第十三章 特定介護予防福祉用具販売

(記録の整備)

第二百八十八条 (略)

2 一 特定介護予防福祉用具販売計画  
二 五 (略)

(指定期定介護予防福祉用具販売の具体的な取扱方針)  
第二百九十二条 (略)

二 指定期定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行いうものとする。

三 五 (略)  
(削る)

(特定介護予防福祉用具販売計画の作成)

第二百九十二条 第二項用具専門相談員は、前条第一号に規定する利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した

特定介護予防福祉用具販売計画を作成するものとする。なお、指定介護予防福祉用具貸与の利用がある場合は、介護予防福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しなければならない。

2 特定期定介護予防福祉用具販売計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明

4 明し、利用者の同意を得なければならない。

福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画を作成した際には、当該特定介護予防福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならない。

第二百八十八条 (略)

2 一 新設  
二 四 (略)

(指定特定介護予防福祉用具販売の具体的な取扱方針)  
第二百九十二条 (略)

二 指定期定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、施行規則第九十条第一項第三号に規定する介護予防福祉用具購入費の支給の申請に係る特定介護予防福祉用具が必要な理由が記載された書類が作成されていることを確認する。

(新設)

○ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	規 行
<p>（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）</p> <p>第十三条 指定居宅介護支援の方針は、第一条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるとところによるるものとする。</p> <p>一四二四（略）</p> <p>一四五 指定居宅介護支援事業者は、法第百五十五条の二十三第三項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たつては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。</p>	<p>（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）</p> <p>第十三条 指定居宅介護支援の方針は、第一条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるとところによるものとする。</p> <p>一四二四（略）</p> <p>一四五 指定居宅介護支援事業者は、法第百五十五条の二十三第三項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たつては、当該指定居宅介護支援事業所ごとに、所属する介護支援専門員の数に八を乗じて得た数を、委託を受ける件数（指定居宅介護支援事業者が、指定介護予防支援事業者から離島その他の地域でかつて雇用者が、大臣が定める基準に該当するものに住所を有する利用者に係る指定介護予防支援の業務の委託を受ける件数を除く。）の上限とするとともに、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。</p>

改 正 案	現 行
<p>第七条 附 則</p> <p>第七条 一 一般病床、精神病床（被服保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第二百三十条の二第一項の規定によりかかるものを有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第二百三十二条に規定する精神病床に係るもののに限る。以下この条及び附則第九条において同じ。）又は療養病床を有する病院の一一般病床、精神病床又は療養病床を平成三十一年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させることともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、要介護老人ホームへ老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）第二十条の六に規定する要賃老人ホームをいいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食事及び機能訓練室については、第三条第一項第七号イの規定にかかるらず、食堂及び機能訓練室にあっては、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。</p> <p>第八条 一 一般病床又は療養病床を有する診療所の一一般病床又は療養病床を平成三十一年三月三十一日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床又は療養病床の病床数を減少させることともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、要介護老人ホームその他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食事及び機能訓練室については、第三条第一項第七号イの規定にかかるらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>第九条 一 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一一般病床若しくは療養病床を平成三十一年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させることともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、要賃老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、第三条第一項第八号及び第四十条第一項第四号の規定にかかるらず、当該転換に係る廊下の幅については、一・二メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、一・六メートル以上とする。</p>	<p>第七条 附 則</p> <p>四百十二号）第二百三十条の二第一項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び附則第九条において同じ。）又は療養病床を有する病院の一一般病床、精神病床又は療養病床を平成二十四年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させることともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、要賃老人ホームへ老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）第二十条の六に規定する要賃老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第三条第一項第七号イの規定にかかるらず、食堂は、一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、四十平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食堂の提供又は機能訓練を行なう場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。</p> <p>第八条 一 一般病床又は療養病床を有する診療所の一一般病床又は療養病床を平成二十四年三月三十一日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させることともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、要介護老人ホームその他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第三条第一項第七号イの規定にかかるらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>第九条 一 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を平成二十四年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させることともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、要賃老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入れ所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、第三条第一項第八号及び第四十条第一項第四号の規定にかかるらず、当該転換に係る廊下の幅については、一・二メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、一・六メートル以上とする。</p>

○ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（経過措置）</p> <p>第十二条 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十二号）附則第二十条の二第一項の規定によりなされたその效力を有するものとされた介護老人保健施設命令（平成十年政令第百四十一号）第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この条、次条、附則第十五条及び附則第十七条から附則第十九条までにおいて同じ。）若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十一年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床の構造を減少させることをもとに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、医療老人人ふくみ（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十一条の六に規定する医療老人人ふくみをいう。）その他他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下この条、次条、附則第十五条及び附則第十七条から附則第十九条までにおいて同じ。）を行つて介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る施設室については、第三条第二項第一号ロの規定にかかるわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる基準に適合するものとする。</p> <p>一 平成十八年七月一日以後に新築、増築又は全面的な改築の工事に着手された転換に係る施設室（平成三十一年三月三十一日までの間、入所者一人当たりの床面積は、六・四平方メートル以</p>	<p>附 則</p> <p>（経過措置）</p> <p>第十三条 一般病床、精神病床（介護保険法施行令（平成十年政令第四百二十四号）第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この条、次条、附則第十五条及び附則第十七条から附則第十九条までにおいて同じ。）若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成二十四年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の構造を減少させることとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、医療老人人ふくみ（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十一条の六に規定する医療老人人ふくみをいう。）その他他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下この条、次条、附則第十五条及び附則第十七条から附則第十九条までにおいて同じ。）を行つて介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る施設室については、第三条第二項第一号ロの規定にかかるわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる基準に適合するものとする。</p> <p>一 平成十八年七月一日以後に新築、増築又は全面的な改築の工事に着手された転換に係る施設室（平成二十四年三月三十一日までの間、入所者一人当たりの床面積は、六・四平方メートル以</p>

<p>二 上であること。</p> <p>二 （略）</p> <p>第十四条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十一年三月三十一日までの間に転換を行つて介護老人保健施設を開設する場合においては、併設される病院又は診療所の施設を利用することにより、当該介護老人保健施設の入所者及び当該病院又は診療所の入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、第三条第一項の規定にかかるわらず、当該介護老人保健施設に診察室を開設ないことができる。</p> <p>第十五条 一般病床、精神病床又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成三十一年三月三十一日までの間に転換を行つて介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る機能訓練室については、第三条第二項第二号中「一平方メートル」に入所定員数を乗じて得た面積」とあるのは、「四十平方メートル」とする。</p> <p>2 一般病床、精神病床又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成三十一年三月三十一日までの間に転換を行つて介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る食堂については、第三条第二項第四号中「二平方メートル」とあるのは、「一平方メートル」とする。</p> <p>第十六条 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床又は療養病床を平成三十一年三月三十一日までの間に転換を行つて介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設を除く。）を開設する場合における当該転換に係る機能訓練室及び食堂については、第三条第一項第一号及び第四号の規定にか</p>	<p>以上であること。</p> <p>二 （略）</p> <p>第十四条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成二十四年三月三十一日までの間に転換を行つて介護老人保健施設を開設する場合においては、併設される病院又は診療所の施設を利用することにより、当該介護老人保健施設の入所者及び当該病院又は診療所の入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、第三条第一項の規定にかかるわらず、当該介護老人保健施設に診察室を開設ないことができる。</p> <p>第十五条 一般病床、精神病床又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成二十四年三月三十一日までの間に転換を行つて介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る機能訓練室については、第三条第二項第四号中「二平方メートル」とあるのは、「四十平方メートル」とする。</p> <p>2 一般病床、精神病床又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成二十四年三月三十一日までの間に転換を行つて介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る食堂については、第三条第二項第四号中「二平方メートル」とあるのは、「一平方メートル」とする。</p> <p>第十六条 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床又は療養病床を平成二十四年三月三十一日までの間に転換を行つて介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設を除く。）を開設する場合における当該転換に係る機能訓練室及び食堂については、第三条第一項第一号及び第四号の規定にか</p>
--	--

かわらず、次の番号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。  
2 一・二 (略)  
2 一・二 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一級病床又は療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換を行つて介護老人保健施設「ユニット型介護老人保健施設」に限る。→を開設する場合における当該転換に係る機能訓練室については、第四十一条第二項第二号中「一平方メートルに入居定員數を乗じて得た面積」とあるのは、「四十平方メートル」とする。

第十七条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一級病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換を行つて介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る建物については、第四条第一項第一号の規定は、適用しない。

第十八条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一級病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一級病床若しくは療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換を行つて介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る屋内の直通階段及びエレベーターについては、第四条第一項第二号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を二以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は二階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ五十平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建物にあって

かわらず、次の番号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。  
2 一・二 (略)  
2 一・二 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一級病床又は療養病床を平成二十四年三月三十一日までの間に転換を行つて介護老人保健施設「ユニット型介護老人保健施設」に限る。→を開設する場合における当該転換に係る機能訓練室については、第四十一条第二項第二号中「一平方メートルに入居定員數を乗じて得た面積」とあるのは、「四十平方メートル」とする。

3

は百平方メートル）以下のもにについては、「屋内の直通階段を一とすることができる」とする。

第十九条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一級病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換を行つて介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養室に隣接する廊下については、第四条第五号イ及び第四十一条第二項第五号イの規定にかかるわらず、幅は、一・二メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、一・六メートル以上とする。

は百平方メートル）以下のもにについては、「屋内の直通階段を一とすることができる」とする。

第十九条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一級病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成二十四年三月三十一日までの間に転換を行つて介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養室に隣接する廊下については、第四条第五号イ及び第四十一条第二項第五号イの規定にかかるわらず、幅は、一・二メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、一・六メートル以上とする。

○ 健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなほその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）（抄）

（傍説の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第十八条 附 則</p> <p>療養病床を有する病院（平成二十四年三月三十一日において、医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設については、平成三十一年三月三十一日までの間は、第二条第一項第二号中「六」とあるのは「八」と、同項第三号中「六」とあるのは「四」とする。</p> <p>第十九条 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（平成二十四年三月三十一日において、医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設に在るべき従業者の員数は、平成三十一年三月三十一日までの間は、第二条第三項の規定にかかわらず、次のとおりとする。      一・六（略）</p> <p>第二十条 療養病床を有する病院（平成二十四年三月三十一日において、医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、平成三十一年三月三十一日までの間は、第二条第二項第三号及び第三十九条第二項第二号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「一・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。</p> <p>第二十一条 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（平成二十四年三月三十一日において、医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、第五条第二項第四号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「一・七メートル以上」（医療法施行規則第四十三条の二の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあっては「一・一メートル以上」とあるのは「一・六メートル以上」とする。）</p>	<p>第十八条 附 則</p> <p>療養病床を有する病院（医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受けるものに限る。）である指定介護療養型医療施設については、平成二十四年三月三十一日までの間は、第二条第一項第二号中「六」とあるのは「八」と、同項第三号中「六」とあるのは「四」とする。</p> <p>第十九条 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受けるものに限る。）である指定介護療養型医療施設に置くべき従業者の員数は、平成二十四年三月三十一日までの間は、第二条第三項の規定にかかわらず、次のとおりとする。      一・六（略）</p> <p>第二十条 療養病床を有する病院（医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受けるものに限る。）である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、平成二十四年三月三十一日までの間は、第二条第二項第三号及び第三十九条第二項第二号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「一・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。</p> <p>第二十一条 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受けるものに限る。）である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、第五条第二項第四号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「一・七メートル以上」（医療法施行規則第四十三条の二の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあっては「一・一メートル以上」とあるのは「一・六メートル以上」とする。）</p>